第十六号様式　（平14内府令46・全改、平21内府令78・平27内府令38・令元内府令２・一部改正）

【表紙】

【発行登録通知書番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出書類】　発行登録通知書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【今回の募集（売出）金額】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録書の内容】(3)

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

【これまでの募集（売出）実績】(4)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　＿＿＿＿＿＿＿＿

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集(売出)金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			償還総額		減額総額	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）＿＿＿＿＿＿

1　【新規発行（売出）有価証券】

銘柄	記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行（売出）数	発行（売出）価額の総額	資本組入額の総額

2　【有価証券の募集（売出し）の方法及び条件】

(1)　【募集の場合】

区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	資本組入額	申込期間	払込期日
株式の株主割当					
株式のその他の者に対する割当					
株式の一般募集					
（株式の発起人の引受株式）					
株式計（総発行株式）					
新株予約権証券					
社債 コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書					

(2)　【売出しの場合】

区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	資本組入額	申込期間	払込期日
株式					

社債 コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書					

3　【有価証券の引受けの概要】

引受人の氏名又は名称	住　　所	引受株式数	引受けの条件
計	―		―

4　【過去１年以内における発行登録による募集又は売出し】

(1)　【募集の場合】

銘　　柄	記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行（売出）価格	発行（売出）数	発行（売出）価額の総額

(2)　【売出しの場合】

銘　　柄	記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行（売出）価格	発行（売出）数	発行（売出）価額の総額

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第六号様式に準じて記載すること。

(1)　発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の種類を記載すること。

(2)　今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

(3) 発行登録書の内容

a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

(4) これまでの募集（売出）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、ａの(a)に準じて記載すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

なお、発行残高の上限を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残高の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行残高を表示する通貨に換算した金額を、当該発行残高の上限から控除するものとする。